令和４年度杉妻小学校　いじめ防止対策基本方針

第１ いじめ防止対策の基本的な考え方

１　いじめに対する姿勢

（１）　いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて，児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，いじめの未然防止を図るとともに，いじめ又はその兆候を早期に発見し，迅速かつ適切に対処する。

（２）　いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し，いじめを行わず，及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い，規範意識を養う。

（３）　いじめに関する事案の対処については，いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，学校，家庭，地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

２　いじめの定義

いじめとは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第２条，福島市いじめ 防止等に関する条例第十一条に基づく）

３　いじめ防止対策基本方針策定の目的

児童一人一人が，仲間と助け合い支え合って学ぶことができるように，安全で安心な学校であるようにする。

第２ いじめ防止の実施策

１　いじめ対策の校内組織の設置

本校では，いじめ防止等の対策のための校内組織を以下のように設置する。

	平　時	緊急時
名　称	「いじめ対策協議会」 （「生徒指導委員会」）	「いじめ対策チーム」
構成員	・生徒指導主事をリーダーとした生徒指導部会所属の教職員，その中の教育相談部を中心とする。	・校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主事，教育相談部主任，養護教諭，そして事案関係の学年主任と担任が加わる。 ・校長の判断によりＳＳＷ等，外部機関の関係者の参加もある。
役　割	・いじめの未然防止の学校風土づくりをする。 ・定期的にアンケート等を実施し，いじめ発生と認知について情報収集を行う。 ・いじめに関する研修を推進する。	・いじめ事案発生時，その措置に関する決定を行う。 ・いじめ事案解消の具体策を実施する。実施後の調査，評価等を実施する。 ・いじめ防止基本方針，いじめ対策協議会の取組を見直す。

２　いじめの未然防止，早期発見と認知，早期対応等に関する取組み

（１）　未然防止に関して

①　心の教育の充実

いじめの未然防止にかかわる主題を全学年の道徳年間指導計画に位置付け，道徳科の授業を確実に実施する。

②　特別活動の活性化

児童自らが「いじめを許さない，見逃さない」といった風土を醸成するために，仲間と力を合わせて活動する学級活動と児童会活動を活性化する。また，共に課題を乗り越えていくことで，児童一人一人の自己有用感を実感できるようにする。

③　規範意識の醸成

学校とそれにつながる社会生活上でも規律を守ることの大切さを指導し続ける。

（２）　早期発見と認知に関して

①　いじめ認知の教員研修と教員が児童とかかわる時間の確保

いじめの発生を認め，早期改善が重要であるといった教員の意識改革，日常生活では見えにくいインターネット上のいじめ実態などを研修する機会を設ける。そして，教員の多忙化解消に努め，教員が児童一人一人とかかわる時間を確保することで，いじめの早期発見につながるようする。

②　アンケート調査の実施

「心のふれあいカード」やＱＵテストを実施し，早期発見につなげる。

③　スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが行う相談や観察から早期発見につなげる。

④　いじめ相談窓口の周知

養護教諭が相談窓口であることをお知らせし，いつでも相談を受け入れる体制であることを周知する。

⑤　外部への協力

保護者，地域住民，その他関係機関に本校でのいじめ防止・対応について周知し，協力を要請する。

（３）　早期対応に関して

①　いじめを受けた児童を最優先に対応する

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先として大人が見守る体制を速やかに整備する。

②　迅速な調査と解決

早急に児童からの聞き取り調査を行うなどいじめの事実について把握する。そしてその調査結果のもと，対策チームを編成し組織的にいじめ解消のための対応に取り組む。

③　保護者への協力依頼

いじめに関わった児童の保護者に報告し，いじめの解消に向けて協力を要請する。事案の内容によっては，保護者会を開く。

④　関係機関との連携と適切な懲戒

いじめを行った児童について，再発防止に向けて適切かつ継続的に指導するための対策を警察や児童相談所等と連携して講じる。調査結果や経緯については，教育委員会に報告する。また，教育上必要があると認めるときは，学校教育法第１１条の規定に基づき，いじめを受けた児童の保護を第一に，いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は，教育的配慮に留意し，児童が自らの行為を理解し，健全な人間関係を育むことができるように促していく。

第３ 外部との連携について

１　教育委員会や関係機関等との連携

（１）いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間，学校の欠席を余儀なくされている疑いがあるなど，重大事態が発生した場合は，速やかに福島市教育委員会に報告する。そして，その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは，児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

（２）いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，福島警察署と連携して対処する。また児童の生命，身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに福島警察署に通報し，適切に援助を求める。

２　保護者への連絡・支援・助言

いじめが確認された場合は，保護者に事実関係を伝え，いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や，いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また，事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

３　学校評議員による第三者評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い，学校評価と合わせ，その結果をについて第三者評価を受ける。

第４ 重大事態への対応について

１　重大事態の定義　（いじめ防止対策推進法第 28 条に基づく）

（１）生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

（２）一定期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑い

ア　児童が自殺を企図した場合

イ　児童が身体に重大な障害を負った場合

ウ　児童が金品等に重大な被害を被った場合

エ　児童が精神的な疾患を発症した場合

オ　ネット上の書き込みにおいて誹謗中傷がなされた場合等を想定

２　重大事態の判断の留意点

児童から重大事態が発生したと申立てがあったときは，その時点で担任やその他の教職員が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。保護者から重大事態が発生したと申立てがあったときも同様とする。

３　重大事態発生時は教育委員会が調査主体となる

重大事態と思われる案件が発生した場合には，直ちに教育委員会に報告する。重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ，だれから行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか，　教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を明確する。

４　調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は，いじめを受けた児童やその保護者に対して，調査によって明らかになった事実関係について説明する。

第５　記録について

いじめの早期発見のための，教育相談やアンケート調査用紙については，１０年間の保管をする。また,いじめが発見され,その措置や経緯については，別途の記録用紙に保存し，その記録を，当該担任，生徒指導主事，養護教諭，教頭，校長が閲覧できるようにする。その記録の公開については，校長の判断のもと決定する。

第６　年間行動計画について

	未然防止・早期発見と研修　項目	資料の収集と整理　具体計画
4	□　学級実態把握，児童相互の関係の把握 □　望ましい人間関係の在り方指導(同年齢) □　いじめ対策協議会 □　規範意識の醸成	・児童観察，家庭環境調査，定期健康診断など ・学級活動 ・生徒指導委員会 ・生活のめあて
5	□　個人的な悩みや不安の解消 □　望ましい人間関係の在り方指導 □　いじめ対策協議会 □　いじめ実態調査	・学級活動 ・児童会活動，学校行事(運動会) ・生徒指導委員会　　生徒指導全体会 ・第１回ＱＵテスト　「心のふれあいカード」
6	□　いじめ対策協議会 □　いじめ実態調査	・生徒指導委員会 ・「心のふれあいカード」
7	□　保護者との教育相談	・個別懇談
8	□　いじめ対策協議会	・生徒指導委員会
9	□　いじめ対策協議会 □　いじめ対策についての研修 □　いじめ実態調査	・生徒指導委員会 ・研修・生徒指導委員会 ・「心のふれあいカード」
10	□　仲間との協力	・学校行事(学習発表会)
11	□　いじめ実態調査 □　いじめ対策協議会	・「心のふれあいカード」　第２回ＱＵテスト ・生徒指導委員会
12	□　いじめ対策委員会 □　保護者との教育相談	・生徒指導委員会 ・個別懇談
1	□　いじめ実態調査 □　学級集団を高める活動	・「心のふれあいカード」 ・学級活動
2	□　いじめ対策協議会	・教育課程編成に関する会議 ・生徒指導全体会「いじめ防止基本方針」の見直し
3	□　いじめ実態調査	・「心のふれあいカード」